

「いわき生野学園 共同生活援助事業」重要事項説明書

社会福祉法人 いわき学園
いわき生野学園
ネバーランドホーム
ウェンディーハウス

当事業所は指定障害福祉サービスにおける共同生活援助事業所の指定を受けています。
(指定番号第 2722200090 号)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第76条及び第77条並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)第5条の規定に基づき、当事業所(平成26年11月現在)の概要や提供する指定共同生活援助の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。尚、体験利用の場合も本説明書を準用することとします。

(法令遵守責任者 壺坂敏幸)

- ※ 当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスにおける共同生活援助を提供します。
 - ※ 当サービスの利用は原則として訓練等給付費(共同生活援助)の支給決定を受けた方が対象となります。
 - ※ 当サービスの利用は、別紙の健康診断書の本事業所への提出により、医師により入居者が共同生活上問題がないと診断された後、正式に本契約が成立するものとします。
- サービス利用開始年月日 年 月 日

目次

1. サービスを提供する事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. サービスの目的・運営方針	3
4. サービスに係る事業所・設備等の概要	3
5. サービス提供職員の体制	4
6. サービス提供の内容と利用料金	4
7. 利用料金	7
8. 金銭管理	8
9. 利用者の記録及び情報の管理	8
10. 事故発生時及び緊急時の対応	8
11. 要望・苦情等申立に関する相談窓口	9
12. 虐待防止について	10
13. 秘密の保持と個人情報保護について	10
14. 協力医療機関	11
15. 非常災害時の対策	12
16. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項	12

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 いわき学園
所 在 地	大阪市住之江区南加賀屋3丁目9-2
電 話 番 号	T E L 06-6682-1213
代 表 者 氏 名	理事長 壺坂 敏幸
設 立 年 月	昭和36年9月1日

2. 事業所の概要

事業の種類	指定共同生活援助 平成23年5月1日 指定 <small>していきょうどうせいかつえんじょ へいせい ねん がつ にち してい</small>		
連携施設	いわき生野学園 電話番号 06-6753-1121 <small>いくのがくえん でんわばんごう</small>		
事業所の名称 (事業所番号)	いわき生野学園ネバーランドホーム・ウェンディーハウス (2722200090) <small>いくのがくえん</small>		
事業所在地	いわき生野学園 ・ネバーランドホーム 大阪市生野区小路3丁目18-7 <small>おおさかしいくのくしょうじ ちょうめ</small> ・ウェンディーハウス 大阪市生野区小路3丁目3-26 <small>おおさかしいくのくしょうじ ちょうめ</small>		
連絡先	いわき生野学園 ・ネバーランドホーム 電話番号06-4309-5280 F A X 06-4309-5280 <small>でんわばんごう</small> ・ウェンディーハウス 電話番号06-4309-5646 F A X 06-4309-5646 <small>でんわばんごう</small> Email iwkikn_carehome@yahoo.co.jp		
ホームページ	http://www.iwakigakuen.or.jp/iwakiikunogakuen		
園長	林田早苗	管理者	森本 竜任
サービス管理責任者	もりもとりょうと 森本 竜任 <small>もりもとりょうと</small>		
サービス実施地域	おおさかし 大阪市		
主たる対象者	知的障害者 <small>ちてきしょうがいしゃ</small>		
定員	10名 (ネバーランドホーム 6名、ウェンディーハウス 4名) <small>めい めい めい</small>		
開設年月	ネバーランドホーム平成23年5月1日、ウェンディーハウス平成23年11月1日 <small>へいせい ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち</small>		
同一敷地内事業	短期入所 放課後等デイサービス 一般相談支援 特定相談支援 <small>たんきにゅうしょ ほうかごとう いっぱんそうだんしえん とくていそうだんしえん</small> 障害児相談支援 障害児等療育支援 <small>しょうがいじそうだんしえん しょうがいじとうりょういくしえん</small>		
他の事業	生活介護 就労移行支援 就労継続支援B型 日中一時支援 <small>せいかつ かいご しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん がた にちゅういちじしえん</small> 保育所等訪問支援 児童発達支援センター <small>ほいくしょうとうほうもんしえん じどうはったつしえん</small>		

3. サービスの目的・運営方針

目的	入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立った適切な指定共同生活援助事業の提供を確保することを目的とする。
運営方針	関係法令等を遵守し、他の指定障害福祉サービス事業者等福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努め、入居者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の提供等を行い、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな共同生活援助サービスの提供を行なうものとする。

4. サービスに係る事業所・設備等の概要

(1) 事業所

建物	(1) ネバーランドホーム	(2) ウェンディーハウス	備考
構造	鉄骨3階建	準耐火建築物	
敷地面積	155.52 m ²	101.79 m ²	
延べ床面積	380.94 m ²	219.33 m ² (車庫含む)	

(2) 主な設備

施設設備の種類	(1) ネバーランドホーム 室数	(2) ウェンディーハウス 室数	備考
居室	6室50.39 m ² (9.24 m ² ×1、8.23 m ² ×5)	4室 (10.20、9.98、11.76、 10.08 m ²)	全室個室
食堂・居間	1室33.90 m ²	1室39.63 m ²	短期入所と共用
脱衣室	1箇所4.56 m ²	1箇所4.6 m ²	短期入所と共用
浴室	1室 4.95 m ²	1室3.20 m ²	短期入所と共用
便所	3箇所 (2.15、3.44、2.58 m ²)	3箇所 (1.82、2.82、1.62 m ²)	うち、1箇所は短期入所と共用
洗面設備	2箇所	3箇所	(1) の場合、内1箇所は短期入所と共用 (2) の場合、内1箇所は短期入所専用
屋上(洗濯場)	1箇所97.46 m ²	1箇所60 m ²	短期入所と共用
エレベーター	1基	1基	短期入所と共用

当事業所では、障害者総合支援法第43条第2項に定める指定規準を遵守し、以上の事業所・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の体制

平成29年4月1日現在

(ア)

職 種	員数	常 勤		非常勤		常 勤 換算	備考
		専属	兼務	専属	兼務		
1. 管理者(本事業)	1		1				
2. サービス管理責任者	1		1				
3. 世話人	9			9		2.5	
4. 生活支援員	14			14		4.4	
5. 事務職員	2				2	1.5	

当事業所では、障害者総合支援法第43条第1項を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

尚、現在、当事業所は「夜間支援体制加算」の適用となっており、現在、複数の共同生活住居の夜勤支援を行うにあたり一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回しております。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系	
管理者 サービス管理責任者	日勤	9:00～17:00
世話人 生活支援員	日勤	9:00～17:00
	A勤	14:00～22:00
	B勤	7:00～15:00
	C勤	11:00～19:00
	夜勤	22:00～9:00

(イ) 身分証携行義務

指定共同生活援助事業者は、入居者が安心してサービスの提供を受けられるよう、上記サービス提供職員は身分を明らかにする証書や名札等を携行し、入居者及びご家族等から提示を求められた場合には、いつでも身分証を提示します。

6. サービス提供の内容と利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
共同生活援助計画の作成	全てのサービスは、受給者証の「支給契約量」を踏まえ「共同生活援助計画」に基づき行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、入居者の同意をいただきます。尚「共同生活援助支援計画」の写しは入居者に交付いたします。

そうだん およ 相談 及び えんじょ 援助	にゅうきょしやおよ かぞく きぼう せいかつ にゅうきょしや しんしん じょうきょうとう はあく 入居者及びその家族が希望する生活や入居者の心身の状況等を把握し、 てきせつ そうだん じょげん えんじょとう おこな 適切な相談、助言、援助等を行います。
しょくじ ていきょう 食事提供 と なら しょくじ 並びに 食事 つく を作る こと しえん の支援	せわにん えいよう かくじん しこう かんが と こんだて くふう てい 世話人が栄養と各人の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し提 きょう また しょくじ つく こと しえん おこな ちゅうしょく げんそく 供します。又、食事を作る事の支援も 行います。 昼食については原則 にゅうきょしやじしん じゅんび しょくざいりょうひおよ しょくじ かか すいどうこうねつひ 入居者自身で準備していただきます。(食材料費及び食事に係る水道光熱費 たいしょうがい は対象外サービスです。)
はい せつ 排泄	にゅうきょしや じょうきょう おう てきせつ はいせつ かん えんじょ おこな 入居者の状況に応じて適切な排泄に関する援助を行います。
にゅう よく 入 浴	にゅうよく かん えんじょ おこな 入浴に関する援助を行います。
せん たく 洗 濯	み せいけつ とく ちゅうい はら えいせい てき せいけつ かん いるい み 身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。衛生的で清潔感のある衣類を身 につけていただけるよう しえん 支援します。 せんたく ほうほう つた にゅうきょしや みずか せつきよくてき おこな しえん 洗濯の方法なども伝えて、入居者が自ら積極的に 行なえるよう支援しま す。
き が 着替え、 せいようとう 整容等	きせつ きこう にゅうきょしや じょうきょう きぼう おう しえん おこな にゅうきょしや この 季節や気候、入居者の状況や希望に応じた支援を行い、入居者の好みに より、希望があれば付き添って購入します。 きせつ ころもが せいり せいとん しえん おこな こせい はいりょ てきせつ せいよう 季節による衣替え、整理、整頓の支援を行ないます。個性に配慮し適切な整容 が 行なわれるよう しえん 支援します。
せいそう 清掃	にゅうきょしや かいてき せいかつ おく ない かんきょう せいけつ たも こと 入居者が快適な生活を送れるようグループホーム内の環境を清潔に保つ事 が できるよう てきせつ しえん おこな 適切な支援を行ないます。
せいりせいとん 整理整頓	にゅうきょしやほんにん しぶつ かん にゅうきょしやじしん おこ こじん 入居者本人の私物に関しては、入居者自身で行なっていただきます。個人 こじん じょうきょう おう ひつよう しえん おこ ぼあい じぜん にゅうきょしや りょうかい 個人の状況に応じて必要な支援を行なう場合は、事前に入居者の了解を え しょくいん いっしょ おこ 得てから職員が一緒に行ないます。
かつどうしえん 活動支援	ちいきぎょうじ さんかそくしん 地域行事への参加促進。 ちいきしょうてん たんどくか ものとう しえん じしゅせい そだ 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。
けんこうかんり 健康管理	じょうじ せわにんとう かんさつ しつべいよぼう けんこうかんり つと 常時、世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 きんきゅうじひつよう しゅじい きょうりょくいりょうきかんとう せきん また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって ひ つ にゅうきょしや がいぶ いりょうきかん つういん ぼあい つ そ 引き継ぎます。入居者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い とう はいりょ つ そ りょう ぼあい 等について配慮します。(付き添い料がかかる場合があります。)
にゅういんとう 入院等に かん しえん 関する 支援	にゅうきょしや にゅういんちゅう にゅうきょしや どうい もと きょうどうせいかつえんじょしえん もと きてい 入居者が入院中、入居者の同意の下で、共同生活援助支援に基づき規定 しえん おこな ぼあい にゅういん じとくべつかさん およ ちょうきにゅういん じ しえん とくべつかさん の支援を行った場合、入院時特別加算及び長期入院時支援特別加算の たいしょう 対象となります。
たいけんりょう 体験利用 しえん の 支援	にゅうきょじ しえん じゅん 入居時の支援に準じます

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

	サービスの内容	金額
家賃	ネバーランドホーム	月額 44,800円
	ウェンディーハウス	46,400円
食費	※ 食材料費(朝夕のみ) 詳細は下の利用料区分表参照	月額 22,500円
光熱水費	共有分、居室分も含まれます。	月額 10,000円
	ウェンディーハウス	8,000円
日用品	共同で使うものについて	月額 4,000円
	ウェンディーハウス	4,400円
日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等、入居者の日常生活に必要な費用で入居者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。	じっぴ実費
健康診断 インフルエンザ予防接種等	一般検診や生活習慣病検診、インフルエンザ予防接種等の支援をします。又、入居時、及び年に1回本事業所の所定の様式に従い健康診断を受けていただきます。	じっぴ実費
入院に関する支援	入院時の手続きや介護等の支援を入居者またはご家族が行うことが困難な場合に行います。	じっぴ実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、入居者またはご家族が行うことが困難な場合、入居者の同意を得て代行します。	じっぴ実費
複写料	サービス提供記録等の複写代	1枚につき 21円

※の費用については、年度末に精算するものとなりますが、家賃を除く光熱水費等に精算時に残金が生じた場合は下の利用料区分表①の月額利用料対象者にその利用延べ日数に応じて残金を返還させていただきます。

利用料区分表

	① 月額利用料 (契約期間が当月初日から1ヶ月以上の場合)		② 日額利用料 (契約期間が当月初日から1ヶ月未満の月の途中の入退居の場合等)	
	ネバーランドホーム	ウェンディーハウス	ネバーランドホーム	ウェンディーハウス
家賃	44,800円	46,400円	1,472円	1,524円
光熱水費	10,000円	8,000円	329円	263円
日用品費	4,000円	4,400円	132円	145円
	月額利用料に12ヶ月を乗じて365日で除して算出			
食材料費	22,500円(朝食300円夕食450円30日分)を最大として、実際の喫食数		朝食300円 夕食450円で実際の喫食数	

尚、開園日が増えたこと等によって、光熱水費や日用品費が本事業所の設定している金額と比べ高額となり、それが本事業所が想定して使用状況よりも著しく高い使用の為と判断された場合は、その入居者に追加でご負担いただく場合があります。又、食材費、日用品費については、経済性や効率性を考え、ネバーランドホームとウェンディーハウスで共同購入して使用するものとし、一括で精算します。

訓練等給付費対象外サービス提供に要する費用については物価の変動、その他の理由により相当な額に改訂できるものとします。

共益的経費(共用物品購入)については、毎月一回の入居者による会議に図り、ご家族等の承諾を得た上で本事業所がその経費の立替支出をし、後日入居者に請求させていただきます。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が給付費の給付対象となります。事業者が給付費の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、入居者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)又、代理受領を行わない場合は訓練等給付費の全額を一旦お支払いいただきます。この場合「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に訓練等給付費の支給を申請してください。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。尚、家賃に対して平成23年10月1日より補足給付として最大月1万円の補助がでています。この補足給付は給付費と同様に代理受領となっています。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、10日までにご請求しますので、翌月利用料金を当月20日(郵便局が定休日の場合はその翌日)までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 当事業所窓口での現金支払い

② 下記指定口座への振込み

郵便貯金口座からの自動払込 {事前の利用申込み手続きが必要です}

利用口座：14180-95670501

社会福祉法人 いわき学園 いわき生野学園園長 林田早苗

8. 金銭管理

基本的には入居者自身で行なっていますが、必要に応じて個々に応じた方法で
 行なえるよう支援します。入居者は毎月事業所と協議し預かり金を必要に応じて
 預けることができます。事業者は共同の必要物品購入、又、個人の必要品をそこ
 から支出することができるものとし、月末に明細書とともに残金を利用者またはそ
 の家族に返金するものとします。又、預り金の限度額は20万円迄とします。
 尚、財産管理については、別途費用が必要となります。

9. 利用者の記録及び情報の管理

事業者は、法令に基づいて入居者の記録及び情報を適切に管理し、入居者の求め
 に応じてその内容を開示します。また、入居者へのサービス向上に関する事業所に
 おけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への
 連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙
 個人情報使用同意書に基づき対応いたします。記録及び情報については契約の
 終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9:00～17:00です。
 (連携施設である、いわき生野学園の営業時間に準じます。)

10. 事故発生時及び緊急時の対応

(1) 事故発生時の対応

当事業所が入居者に対して行う共同生活援助のサービスの提供により事故が発生
 した場合には、速やかに入居者の家族、市町村等に連絡を行うと共に必要な措置を講
 じます。また、当事業所が入居者に対して行った共同生活援助のサービスの提供に
 より、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

加入保険会社名：株式会社損害保険ジャパン
 加入保険内容：賠償責任保険

(2) 緊急時の対応

- ①24時間体制での電話対応を行い、必要に応じて往診及び訪問介護、救急搬送の
 手配をします。
- ②入居者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。
- ③夜間の入居者の異変に関しては、ナースコール設備を設置しています。又夜間の入
 居者の安全を確認するため、出入口にセンサーを設置しています。

利用者のかかりつけ 医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
-------------------	---

きん きゅう れん らく さき 緊急連絡先①	じゅう しょ 住所： でん わ ばん ごう 電話番号： し めい 氏名： つづき がら 続柄：
きん きゅう れん らく さき 緊急連絡先②	じゅう しょ 住所： でん わ ばん ごう 電話番号： し めい 氏名： つづき がら 続柄：

11. 要望・苦情等申立に関する相談窓口

(1) 苦情解決の体制及び手順

苦情または、相談があった場合は、入居者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、入居者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行ないます。相談担当者は把握した状況を責任者と共に検討を行い当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者の連絡調整を行なうと共に、入居者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行ないます。

(時間を要する場合はその旨を翌日までには連絡します。)

本事業への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

要望・苦情等申立に関する責任者及び相談窓口

せきにんしや 責任者	えんちやう はやしだ さなえ 園長 林田早苗	
そうだんまどぐち 相談窓口	まどぐちだんとうしや 窓口担当者	いけがみ せつこ 池上世都子
	りやうじかん ご利用時間	9：00～ 17：00
	でんわばんごう 電話番号	06-6757-8825
	F A X F A X	06-6757-8824
	ほんじぎょうしよ げんかん いけんぼこ せつち 本事業所の玄関にご意見箱も設置しています。	
しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 いわき学園 いわき学園 だいさんしやいいん 第三者委員	さかた たつひこ 坂田龍彦	電話番号 0743-79-1600 元 大阪市健康福祉局副理事 大阪市健康福祉局総務部長 現 社会福祉法人大阪府共同募金会 事務局長
	しもかわなおこ 下川直子	電話番号 072-761-6955 元 大阪市子ども青少年局子育て支援部長 元 社会福祉協議会大阪市立子育ていろいろ相談センター所長
		所在地 : 大阪市 区保健福祉センター 課 電話番号 : 06- ご利用時間 月～金 9：00～17：30 (休日を除く)

<p>大阪府社会 福祉協議会 運営適正化委員会</p>	<p>所在地：大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号：06-6191-3130 F A X：06-6191-5660 ご利用時間 月～金 10:00～16:00(休日を除く)</p>
-------------------------------------	--

12. 虐待防止について

事業者は入居者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。

責任者	園長 林田早苗
-----	---------

2. 成年後見人制度の利用支援を行います。
3. 苦情解決体制の整備を行います。
4. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
5. 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
6. 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が入居者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13. 秘密の保持と個人情報保護について

<p>①入居者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者(以下「従業者等」という。)は、業務上で知り得た入所者およびそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、指定共同生活援助の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者等に業務上知り得た入居者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。</p>
--------------------------------	---

② 個人情報 の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、入居者の個人情報を提供しません。また入居者のご家族の個人情報についても、当該入居者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、入居者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、入居者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご負担いただきます。）</p>
-------------------	--

14. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	谷本医院		
医院長名	谷本 吉造		
所在地	大阪市生野区 巽北 3-16-3		
電話番号	06-6752-5505		
診療科	外科 内科 他	入院設備	なし

(2)

医療機関の名称	育和会記念病院		
医院長名	高田 正三		
所在地	大阪市生野区 巽北 3-20-29		
電話番号	06-6758-8000		
診療科	外科 内科 脳外科 他	入院設備	あり

(3)

医療機関の名称	新井歯科		
医院長名	新井 祥弘		
所在地	大阪市生野区 巽北 3-12-13		
電話番号	06-6754-8755		
診療科	歯科	入院設備	なし

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、入居者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 有 カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
消防計画	消防署への届出日：平成23年4月27日 防火管理者：加納康博
保険加入	本事業所では、下記の損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：株式会社損害保険ジャパン 加入保険内容：賠償責任保険

16. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	いわき生野学園ネバーランドホーム・ウェンディーハウスの設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがありますので、ネバーランドホーム・ウェンディーハウス利用の際は本人、対物損害賠償保険に加入する事をお勧めします。
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、入居者の責任において管理していただきます。自己管理の困難な入居者につきましては希望により共同生活援助事業所にて管理を致します。万一事業所内で貴重品の紛失、破損が発生した場合は自己責任とさせて頂きますのでご了承ください。
宗教活動・政治活動、営利活動	入居者の思想、信仰は自由ですが、他の入居者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	犬や猫などのペットの飼育は共同生活のため御遠慮下さい。
家族会について	入所されますと、ご家族が運営されます家族会へ自動的に加入となります。会費は月々500円となっております。
流行性疾患並びに保健衛生について	インフルエンザ等、集団への流行の可能性がある疾病につきましては、集団生活に支障のないという医師による診断がでるまで帰省していただく等の生活への配慮をお願いします。
個人情報について	学園で撮影した写真、作品などの外部展示等の了承を含め、別途個人情報についての承諾書のご提出をお願いしております。

<p>しょう かくし 障がい福祉 じゆきゆうしゃしょう サービス受給者証 について</p>	<p>じゆきゆうしゃしょう きようどうせいかつえんじよ しきゆうけつていきかん き 受給者証につきましては、共同生活援助の支給決定期間が切れ ると共同生活援助の入居が出来ません。有効、支給期間が切れる まえ きよじゆうく けんこうふくし てつづ 前にならず居住区健康福祉サービスで手続きをして下さい。 また じゆきゆうしゃしょう へんこう ばあい かなら ほんえん ていしゆつくだ 又、受給者証に変更があった場合は必ず本園へご提出下さい。</p>
<p>こうどうせいげん 行動制限について</p>	<p>ほんにん また た にゆうきよしやとう せいめい また からだ きげん 本人、又は他の入居者等の生命、又は身体が危険にさらされる かのうせい いちぢる たか ばあい こうどうせいげん おこな いがい だいたい 可能性が著しく高い場合や、行動制限を行う以外に代替する しえん かいごほうほう ばあい いちじてき こうどうせいげん とき 支援や介護方法がない場合に一時的に行動制限させていただきます は、ご説明の上、個別支援計画をたて同意書を頂き対応させて頂 きます。その際、対応した職員より本人の状況や時間帯等を れんらくちようなど かぞく ほうこく いただ ほんじぎょうしよ きろく 連絡帳等でご家族に報告させて頂くとともに、本事業所でも記録 として保管します。</p>
<p>た その他</p>	<p>にゆうきよしや たい じっしおよ あんぜんえいせいとう かんりじよう ひつよう 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要が あ みと ばあい きよしつ た い などひつよう そち 有ると認められる場合、居室への立ち入り等必要な措置をとること ができるものとします。その場合、ご本人のプライバシー等の保護 について十分な配慮を行ない、ご本人に報告します。 たいきよご しゅうかんいなし もちこみぶつびん ひ と じぎょうしゃ 退居後は2週間以内にお持込物品をお引き取りください。事業者 ざんちぶつ ひ わた ばあい じっぴ いただ きよしつ せんよう けいやく が残置物を引き渡す場合は実費を頂きます。(居室の占用は契約 きかん 期間とさせていただきます。) がいしゆつ がいほく さい かまえ ほんじぎょうしよ とどけで ねが 外出、外泊の際は3日前までに、本事業所に届出をお願いします。 にゆうきよしや らいほうしゃ ほんじぎょうしよ とどけで ねが 入居者への来訪者は本事業所に届出をお願いします。</p>

していしょうがいしゃ きょうどうせいかつえんじよ ていきょうおよ りよう かいし さい ほんしよめん もと
指定障害者サービス共同生活援助サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基
じゅうようじこう せつめい おこ
き重要事項の説明を行ないました。

じぎょうしょめい しゃかいふくしほうじん がくえん
事業所名 社会福祉法人いわき学園
いわき生野学園ネバーランドホーム・ウェンディーハウス

せつめいしゃしよくめい かんりせきにんしゃ しめい
説明者職名：サービス管理責任者 氏名

わたし ほんしよめん もと じぎょうしょ していしょうがいふくし きょうどうせいかつえんじよ
私は、本書面に基づいて事業所から指定障害福祉サービス共同生活援助サービスの
ていきょうおよ りよう じゅうようじこう せつめい う
提供及び利用について重要事項の説明を受けました。

へいせい ねん がつ ひ
平成 年 月 日

にゅう きよ しゃ じゅう しょ
入 居 者 住 所 _____

し めい いん
氏 名 _____ 印

しよめいだいにん じゅう しょ
署名代理人 住 所 _____

し めい いん
氏 名 _____ 印